

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省）

制 度 名	租税条約ネットワークの拡充				
税 目	—				
要 望 の 内 容	<p>租税条約は、我が国経済の活性化等に資するものであり、引き続き、我が国企業の取引や投資の実態、要望等を充分勘案しつつ、未締結国との新規締結を行うとともに、既存条約を改正することにより、そのネットワークの迅速な拡充に努めるべき。</p> <table border="1" data-bbox="874 862 1490 958"> <tr> <td data-bbox="874 862 1220 958">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 862 1490 958">— 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国企業の海外投資等を円滑化し、そこで稼いだ収益を国内へ還流させていくことは、我が国経済の活性化の観点から極めて重要である。</p> <p>しかし、我が国企業の進出先国においては、高税率な源泉課税により十分な収益を国内へ還流できない、PE認定される範囲が不明確なため予見できない課税を受ける、税務紛争に発展しても二カ国の税務当局間での相互協議等の法的枠組みが構築されていないなどの課題が発生している。</p> <p>こうした課題を解決していくため、租税条約のネットワークを迅速に拡充していくことが必要である。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>租税条約は、投資所得（配当・利子・使用料）の税率の引下げや、恒久的施設（PE）の範囲の明確化、両国税務当局間の相互協議メカニズムの確立などの機能がある。</p> <p>こうした機能は、我が国への収益還流の促進や、現地の課税問題の解決のために極めて重要な役割を果たす。</p> <p>しかし、我が国企業の海外投資がますます加速していく現在において、既存の租税条約ネットワークでは質・量ともに十分とは言えない。</p> <p>そのため、今後も引き続き、我が国企業の取引や投資の実態、要望等を充分勘案しつつ、未締結国との新規締結を行うとともに、既存条約を改正することにより、そのネットワークの迅速な拡充に努めるべきである。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済政策
		政策の達成目標	我が国企業の海外投資及び国内への資金還流の促進
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	我が国企業の海外投資及び国内への資金還流の促進
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	租税条約ネットワーク拡充により、我が国企業の海外投資及び国内への資金還流の促進が見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的である他の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	同一の目的である他の措置はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	我が国企業の海外投資及び国内への資金還流の促進が見込まれるため、租税条約ネットワークを拡充することは妥当。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—